

都城コアカレッジ学則（抜粋）

第1章 総 則

- 第 1 条 本校は、都城コアカレッジという。
- 第 2 条 本校を宮崎県都城市吉尾町 7 7 番 8 におく。
- 第 3 条 本校は、情報処理、医療秘書、医療事務並びに介護福祉の分野に関する専門知識、技術の教授及び一般教養に関する教育を行い、もって有能な人材を育成するため、学校教育法に基づき、専修学校教育を行うことを目的とする。

第2章 課程の組織、修業年限及び収容定員

- 第 4 条 課程の組織、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

（令和2年度入学者から適用）

課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	収 容 定 員		
				第1学年	第2学年	計
工 業 専 門	ICTエンジニア科	昼	2年	30人	30人	60人
商 業 実 務 専 門	医療ビジネス科	昼	2年	20人	20人	40人
教育・社会福祉専門	介 護 福 祉 科	昼	2年	25人	40人	65人

（令和3年度入学者から適用）

課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	収 容 定 員		
				第1学年	第2学年	計
工 業 専 門	ICTエンジニア科	昼	2年	30人	30人	60人
商 業 実 務 専 門	医療ビジネス科	昼	2年	20人	20人	40人
教育・社会福祉専門	介 護 福 祉 科	昼	2年	25人	25人	50人

- 2 一つの授業科目について、同時に行う学生の数は、学年ごとの学科の収容定員の数を標準とする。

第3章 学年、学期、授業日及び休業日等

- 第 5 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の2学期とする。
- 第1学期 4月 1日から9月30日まで
- 第2学期 10月1日から3月31日まで
- 第 6 条 1年間の授業日数は、200日を標準とする。
- 2 授業の開始及び終了の時刻は、校長がこれを定める。
- 3 休業日は次のとおりとする。
- (1) 日曜日
- (2) 校長が指定する土曜日

- (3) 国民の祝日に関する法律で定める日
 - (4) 本校創立記念日
 - (5) 春期休業日 3月13日から4月5日を標準とする
 - (6) 夏期休業日 8月1日から8月31日を標準とする
 - (7) 冬期休業日 12月21日から翌年1月5日を標準とする
- 4 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。
この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学及び休学等

- 第7条 本校に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
 - (3) 文部科学大臣の指定した者。
 - (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
 - (6) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
 - (7) 外国人留学生の入学資格については、別に定める。
- 第8条 入学の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 入学を希望する者は、所定の入学願書に受験料を添え、指定の期日までに、校長に提出しなければならない。
 - (2) 入学は、入学試験に基づき、校長が許可する。
 - (3) 入学の許可を受けた者は、所定の誓約書に入学金を添え、指定の期日までに、校長に提出しなければならない。
 - (4) 前号に定める手続きが、指定の期日までに行われなときは、校長は、入学の許可を取り消すことがある。
- 第9条 学生が、退学しようとするときは、所定の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第10条 学生が、休学しようとするときは、所定の休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 学生が、心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は、休学を命ずることがある。
 - 3 学生が、休学期間満了後もなお復学できないときは、校長は、退学を命ずることがある。
- 第11条 他の学校から転入学および編入学を希望する場合、次のとおりとする。
- (1) 入学手続きについては第8条の規定を準用する。
 - (2) 他の学校での履修科目については、他の学校における学習内容のシラバスなどにより評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間の2分の1を超えない範囲で、本校における授業科目の履修と認めることがある。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

- 第12条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、自由選択科目に分けて編成するものとする。
- 2 教育課程及び授業時間数・単位数は別表第1のとおりとする。
 - 3 当分の間、授業時数は45分をもって1時間とする。
 - 4 1単位の授業時数は講義及び演習については30時間、実習については40時間とする。

- 5 卒業までに履修すべき総授業時数は、下記のとおりとする。

(令和2年度入学者から適用)

学 科 名	履修授業時間数	単位換算
I C Tエンジニア科	1,810時間	60単位
医 療 ビ ジ ネ ス 科	2,060時間	67単位
介 護 福 祉 科	2,310時間	73単位

(令和3年度入学者から適用)

学 科 名	履修授業時間数	単位換算
I C Tエンジニア科	1,870時間	62単位
医 療 ビ ジ ネ ス 科	1,820時間	59単位
介 護 福 祉 科	2,250時間	71単位

- 第13条 学生が教育指導計画にしたがって授業科目を履修したときは、原則として単位認定試験を行い、その評価に基づいて、各学年の課程の修了又は卒業を認定する。但し、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることがある。
- 2 介護福祉科については、卒業試験を実施し、卒業認定を行う。
 - 3 出席時数が、別に定める公認欠席の場合を除いて、別表第1に定める実授業時数の三分の二に満たない者については、原則として単位認定試験の受験資格を与えないものとする。
 - 4 単位認定・進級・卒業に関しては、別に規程を定める。
 - 5 卒業を認定した者に対して、校長は別記第1号様式の卒業証書を授与する。
 - 6 卒業を認定した者は、専門士（工業専門課程、商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程）とそれぞれ称することができるものとする。

第6章 教 職 員

- 第14条 本校に校長、教員、助手、事務職員、医師その他必要な職員をおく。
- 2 教職員は専門的な知識や技能の習得に努め、指導力の向上に資するために、企業や施設等と連携した研修に努めなければならない。
 - 3 研修に関する事項は、別に定める。

第7章 授業料、入学金その他の費用

- 第15条 授業料、入学金及び受験料等は別表第2のとおりとする。
- 第16条 授業料等は、出席の有無にかかわらず、原則として、前後期2回に分けて各々所定の期日までに一括して納入しなければならない。
- 2 学生が休学したときは、その期間に応じ、授業料等の全部または一部を免除することができる。
 - 3 学生が、正当な理由がないのに授業料等を3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込がないと認められるときは、校長は退学を命ずることができる。
- 第17条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第18条 自治会活動及び同窓会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料と同時に徴収することがある。

第8章 賞 罰

第19条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長はほう賞することがある。

第20条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、または学生の本分にもとる行為のあったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学を命ずることができる。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 附帯する教育事業

第21条 本校は、専修学校教育のほか、附帯事業として次の教育を行う。

目 的	態 様	修業期間	定 員
生涯学習教育、科目別履修等の開放講座、外部委託講座、その他地域社会の要望に応える	コンピュータや介護機器等、本校の施設設備等を利用した講座	随時	1講座 原則40人以内

2 附帯する教育事業に関する事項は、別に定める。

3 介護福祉士実務者研修に関する事項は、別に定める。

第10章 雑 則

第22条 この学則の実施に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成5年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成6年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成6年9月6日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成7年3月8日から施行する。但し、第4条の課程の組織等及12条第3項の卒業までに履修すべき総授業時数については、平成8年度入学者より適用する。
1. この学則の一部を改正し、平成9年4月12日から施行する。但し、第4条の課程の組織等及び第12条第3項の卒業までに履修すべき総授業時数及び第15条に規定する別表第2の授業料等については、平成10年4月1日から適用する。
1. この学則の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成13年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成14年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成16年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。但し、第4条第1項の課程の組織等及び第12条第3項の卒業までに履修すべき総授業時数及び第13条第6項の専門士の称号及び第15条に規定する別表第2の授業料等及び第16条第1項については、平成20年4月1日から適用する。
1. この学則の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。但し、第7条の規定については、平成20年4月1日から適用する。
1. この学則の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、令和元年12月1日から施行する。
1. この学則の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。